

武蔵野市第六期長期計画・第二次調整計画策定委員会ワーキングチーム設置要綱

(設置)

第1条 武蔵野市第六期長期計画・第二次調整計画（以下「第二次調整計画」という。）の策定にあたり、武蔵野市第六期長期計画・第二次調整計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を補佐するため、武蔵野市第六期長期計画・第二次調整計画策定委員会ワーキングチーム（以下「ワーキングチーム」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 ワーキングチームは、次に掲げる事項を行う。

- (1) 策定委員会の会議の補佐
- (2) 第二次調整計画の計画案（武蔵野市長期計画条例施行規則（平成23年12月武蔵野市規則第68号）第6条第6項に規定する計画案をいう。）の作成の補助
- (3) 前2号に掲げるもののほか、第二次調整計画の策定にあたり市長が必要と認める事項

(構成)

第3条 ワーキングチームは、各部の長がその所属する職員のうちから推薦する者により構成する。

(庶務)

第4条 ワーキングチームの庶務は、総合政策部企画調整課が行う。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、ワーキングチームについて必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、令和6年7月1日から施行する。
- 2 この要綱は、第二次調整計画の策定の日限り、その効力を失う。